

第5回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	平成30年5月29日(火)	午前 10時 00分
2. 場 所	竹原市民館 3階 第8, 9会議室	午前 10時 30分
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員,	
	欠席農業委員	
	出席推進委員	吉木委員, 土居(敏)委員, 岡田委員, 土居(民)委員, 山本委員
4. 説明員	國川事務局長, 河村係長, 高重主事, 西原技師	
5. 審議案件	議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第16号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第18号	履行延期承認申請について
	議案第19号	農用地利用集積計画の決定について
	議案第20号	農用地利用配分計画原案の協議について
	報告第5-1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	報告第5-2号	非農地判断地の非農地証明について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から平成30年第5回竹原市農業委員会総会を開催致します。本日の議事録署名者に、4番 山元委員を指名いたします。
議 長	それでは、日程第1、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
局 長	申請地は、竹原市吉名町2995番4、地目は畑、面積は240㎡の農地です。営農計画は、柿、レモンの予定です。経営面積は45aで、吉名町の下限面積10aを満たしております。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木推進委員から補足説明をお願いします。
吉木推進委員	申請地は、吉名町の竹原市立吉名学園より南に450m付近にあります。 申請の事由は、経営規模拡大のため、所有権移転するものです。現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	日程第2、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	1番の申請地は、竹原市下野町3166番1、3166番6、地目は2筆とも田、面積は合計265㎡で、用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、土居敏一推進委員から、補足説明をお願いします。
土居敏一推進委員	申請地は、下野町にある中通下バス停より西へ80m付近にあり、現地確認時、耕作されておりました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

議 長	<p>「質疑，意見なし」の声あり</p> <p>ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>2番の申請地は，竹原市吉名町98番1，地目は畑，面積は113㎡の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。また，申請時に，この度の無断転用に至った経緯を記した始末書の提出があり，申請人は農地法を十分理解していなかった為，大変申し訳なく今後この様なことのないよう深く反省されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った，吉木推進委員から，補足説明をお願いします。</p>
吉木推進委員	<p>申請地は，吉名町にある毛木バス停より西へ200m付近にあります。</p> <p>申請の事由は，墓地及び車両転回場となっています。また，現地確認時，墓地としてきれいに整備されていました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑，意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>つぎに，日程第3，議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>1番の申請地は，竹原市東野町1183番1，地目は田，面積は2580㎡の内1339㎡で，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	現地確認を行った、岡田推進委員から、補足説明をお願いします。
岡田推進委員	申請地は、竹原市立東野保育所より北西へ約 900mの位置にあります。 申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、使用貸借権を設定するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	申請地は、竹原市東野町 1412 番 1、地目は田、面積は 1074 m <sup>2</sup> で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、岡田推進委員から、補足説明をお願いします。
岡田推進委員	申請地は、竹原市立東野保育所より北へ約 300mの位置にあります。 申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、所有権を移転するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	3 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	申請地は、竹原市下野町 3166 番 7, 地目は田, 面積は 245 m <sup>2</sup> で、用途が定められた区域にある農地で、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、土居敏一推進委員から、補足説明をお願いします。
土居敏一推進委員	申請地は、議案第 1 6 号の 1 番の北側にあります。 申請の事由は、自己住宅を建築し、所有権を移転するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	4 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	申請地は、竹原市小梨町 10508 番 1, 10508 番 2, 地目は田及び畑, 面積は合計 1628 m <sup>2</sup> で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で 2 種農地と判断いたします。なお本申請につきましては、本年第 4 回総会において、議案第 1 4 号 1 番でお諮りし、決定をいただいた竹原市の農業振興地域整備計画において、農用地の除外手続き中の土地の申請となっております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。  「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	5 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	申請地は、竹原市高崎町 1998 番, 地目は畑, 面積は 2859 m <sup>2</sup> の内の 914 m <sup>2</sup> で、

	<p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。なお本申請につきましては、本年第4回総会において、議案第14号2番でお諮りし、決定をいただいた竹原市の農業振興地域整備計画において、農用地の除外手続き中の土地の申請となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>6番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>申請地は、竹原市竹原町2602番1、地目は田、面積は1638㎡で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った、土居民喜推進委員から、補足説明をお願いします。</p>
土居民喜推進委員	<p>申請地は、竹原市立竹原西保育所より西へ100m付近にあります。</p> <p>申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、賃借権を設定するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>7番、8番は関連がありますので、一括審議を行います</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>7番の申請地は、竹原市高崎町 2012 番で、地目は畑、面積は 2128 m<sup>2</sup>です。</p> <p>8番の申請地は、竹原市高崎町 2011 番で、地目は畑、面積は 2920 m<sup>2</sup>です。</p> <p>7番、8番は、農用区域内の農地ですが、つぎの要件を満たす一時転用の場合『仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること。』の場合は、許可することができることとなっており、該当するものと思われます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った、山本推進委員から、補足説明をお願いします。</p>
山本推進委員	<p>申請地は、高崎町にある今井政之展示館前バス停より北西へ 300m 付近にあります。申請の事由は、竹原火力線補強ほか関連工事の現場事務所及び資機材置場として、賃借権を設定するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって7番、8番は原案のとおり決することとし、一般社団法人広島県農業会議に意見聴取いたします。</p>
議 長	<p>つぎに、日程第4、議案第18号「履行延期承認申請について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、議案第18号について説明致します。</p> <p>本議案は、農地法第5条に基づく履行延期承認の申請でございます。当初平成28年3月18日から平成31年3月17日(許可後3ヵ年)でしたが、工事期間が1年延期になったため、履行期間を平成32年3月31日まで延期承認を申請するものです。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>これをもって質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。議案第18号「履行延期承認申請について」は、原案のとおり</p>

	決することにご異議はありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	ご異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案どおり承認いたします。
議 長	つぎに日程第5、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>それでは、議案第19号について説明致します。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。議案に、今回利用権設定の新規の申出があった案件の面積、対象人員等を載せていますが、内容につきましては、別添の資料のとおりとなっております。本議案が可決の場合、平成30年6月1日付けで、公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	これをもって質疑を終結致します。
議 長	お諮りします。議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。
議 長	つぎに、日程第6、議案第20号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>それでは、議案第20号について説明致します。</p> <p>本議案は、平成30年5月10日付けで、竹原市長より「農用地利用配分計画原案の協議について」に対する農業委員会の意見の決定という議題であります。</p> <p>内容につきましては、別添の資料のとおりとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、その前に本議案の関係者が本市農業委員の赤坂さんで、議事参与の制限のため、赤坂委員には会場より退席をお願いします。

	(赤坂委員退席)
議 長	これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  「質疑、意見なし」の声あり
議 長	これをもって質疑を終結致します。 お諮りします。議案第20号「農用地利用配分計画原案の協議について」異議がない旨回答することにご異議ありませんか。  「異議なし」の声あり
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第20号「農用地利用配分計画原案の協議について」は、異議がない旨竹原市長へ回答することといたします。
議 長	それでは、赤坂委員さんに会場に入って頂きたいと思います。  (赤坂委員入場)
議 長	日程第7、報告第5-1号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局より説明申し上げます。
局 長	それでは、報告第5-1号について説明を致します。平成30年4月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は7件、筆数は田9筆、畑11筆、面積は11,036㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。
議 長	日程第8、報告第5-2号「非農地判断地の非農地証明について」事務局より説明申し上げます。
局 長	それでは、報告第5-2号について説明を致します。 申請地は竹原町1730番、1771番、1792番、1793番の4筆で、平成30年第3回総会の議案第9号「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断」で審議していただきました農地であり、非農地証明したことを報告いたします。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	一般報告や協議事項等はありません。
議 長	以上をもちまして、第5回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成30年 6月29日

議 長 祐本 征武

署名委員 山元 禮子